

教育委員会の懲戒処分一覧

(R3. 4. 1～現在)

処分年月日	所属部局 職位 年齢	処 分 内 容	処 分 理 由
R5. 11. 21	高校 会計年度 任用職員 44 歳	停職 2 月	被処分者は、南信地区のコンビニエンスストアにおいて、令和5年8月中旬から9月12日までの間、4回にわたり洋酒、缶ビール等（計9,200円相当）を窃取した。
R5. 11. 21	小学校 教諭 53 歳	戒告	<p>被処分者は、令和5年3月9日（木）午前7時25分頃、通勤のため自家用車を運転中、千曲市内の自宅敷地内から県道に入ろうとして、安全を十分に確認しないまま後退して、左方道路を走行してきた被害者が運転する自転車に気付かず、自転車の前輪部と自車の左側面後部を衝突させ、被害者を転倒させた。これにより、被害者に全治3か月の傷害を負わせた。</p> <p>被処分者は、同年5月2日付けで上田区検察庁から自動車運転死傷処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）違反（過失運転致傷）で起訴され、同年5月15日付けで上田簡易裁判所から同罪により罰金50万円の略式命令を受け、納付した。</p>
R5. 11. 21	小学校 教諭 32 歳	戒告	<p>被処分者は、令和4年3月27日（日）午後4時20分頃、私用で自家用車を運転し、兵庫県宝塚市内の県道を時速30kmで走行していたところ、自転車で歩道上を同方向に向かって直進していた被害者が、右折して信号機のない横断歩道を渡ろうとしたことに気付くのが遅れたため、急ブレーキを踏んだが間に合わず、自転車の右側面部と自車の左前部を衝突させた。これにより、被害者に全治3か月の傷害を負わせた。</p> <p>被処分者は、自動車運転死傷処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）の過失運転致傷の疑いで現行犯逮捕、翌日釈放された後、令和4年10月28日付けで、諏訪区検察庁において不起訴処分となった。</p>
R5. 9. 14	小学校 講師 40 代	停職 3 月	被処分者は、令和4年9月頃から令和5年7月までの間、校内において、自校の児童1名に対し、情緒の安定に必要なとの誤った判断により、性的羞恥心を害する言動を複数回行った。
R5. 9. 14	小学校 教諭 30 代	停職 1 月	被処分者は、令和4年7月に、管理職から、子どもとの距離感について指導を受けたにも関わらず、令和5年3月まで、校内において、自分に近寄ってこない自校の複数名の児童に対し、意思疎通のために必要と考え、性的羞恥心を害する言動を複数回行った。
R5. 9. 14	中学校 教諭 45 歳	減給 1/10 3 月	被処分者は、令和5年4月23日（日）夜、学校行事の慰労会の2次会終了後、さらに飲食を重ねようと、帰路についていた同僚女性教職員を追いかけて二人きりになり、相手の意思を無視して、手を引き連れ回した後、複数回抱きしめた。このことにより、女性教職員は心的ストレスによる精神疾患を患った。
R5. 7. 24	高校 会計年度 任用職員 35 歳	停職 1 月	被処分者は、日本への入国の際に、2021年1月25日から1年間有効である国際運転免許証の開始年月日を2022年1月25日に書き換えた。入国後、免許の有効期限が切れていることを認識しながら、令和4年1月25日から約1年3ヶ月にわたり、通勤も含めた公務等に自動車を使用していたが、令和5年5月10日に物損事故を起こし、無免許運転が発覚した。
R5. 5. 23	高校 教諭 33 歳	免職	<p>被処分者は、令和4年11月20日（日）午後7時頃、長野県佐久市内の温泉の男性用脱衣場において、スマートフォンで脱衣中の複数名の動画を撮影した。撮影に気が付いた利用客により従業員へ引き渡され、従業員が警察に連絡した。</p> <p>この行為により、被処分者は令和5年3月27日（月）に長野県迷惑行為等防止条例違反で略式起訴され、4月3日（月）、長野簡</p>

			易裁判所において、罰金 40 万円の略式命令が出され、4 月 13 日(木)に納付した。
R5. 5. 23	中学校 講師 40 代	免職	被処分者は、令和 5 年 4 月 3 日(月)に北信地区中学校教員に臨時的に任用される際、過去に他都道府県において自校生徒へのわいせつ行為により懲戒免職処分を受けていたにも関わらず、職歴等の履歴事項に事実とは異なる記載をした履歴書を長野県教育委員会に提出した。
R5. 3. 23	高校 教諭 60 歳	免職	被処分者は、令和 5 年 3 月 10 日(金)、午後 9 時 30 分ごろ、須坂市内のスナックに 1 人で入り、午後 11 時 40 分頃までカラオケ等をしながら飲酒した。 その後、須坂駅近くの駐車場に停めていた自家用車に乗り出し、長野電鉄線沿いの道路上で後続してきた須坂警察署のパトカーに停止を命ぜられた。警察官による呼気検査の結果、呼気 1 リットル当たり 0. 3mg のアルコールが検知された。
R5. 3. 23	高校 会計年度 任用職員 59 歳	免職	被処分者は、令和 5 年 1 月 28 日(土)、午後 5 時頃より友人 1 名と松本駅前付近で飲食を開始し、午後 10 時頃まで 3 件の飲食店で飲酒した。午後 11 時過ぎに深志神社の駐車場に停めていた自家用車に乗り出し、午後 11 時 30 分ごろ、松本市出川地籍の道路上で電柱に衝突する自損事故を起こした。 目撃者及び被処分者の通報により現場に到着した警察官による呼気検査の結果、呼気 1 リットル当たり 0. 35mg のアルコールが検知された。
R5. 3. 23	高校 教諭 20 代	免職	被処分者は、令和 4 年 9 月から 10 月かけて複数回、校外において、自校の生徒 1 名に対して、わいせつな行為(児童生徒性暴力)を行った。
R5. 3. 23	中学校 教諭 20 代	免職	被処分者は、令和 4 年 10 月に複数回、校内において、自校の生徒 1 名に対して、わいせつな行為(児童生徒性暴力)を行った。
R5. 3. 23	小学校 教頭 60 歳	減給 1/10 1 月	被処分者は、令和 3 年 9 月から、令和 4 年 7 月にわたり、同校教諭 1 名に対して、感情に任せて大きな声を出したり、話を聞こうとせず無視をしたりするなどパワーハラスメント行為を行った。
R5. 3. 23	小学校 校長 57 歳	減給 1/10 1 月	被処分者は、令和 4 年 9 月 23 日(金)午後 2 時 36 分頃、私用で南信地区の自宅から普通乗用自動車運転し、交差点で赤信号により停車していたが、いまだ赤信号を表示しているにもかかわらず、発進したため、左側から直進してきた乗用車の右前方に衝突した。これにより、被害車両の運転者に、頸椎捻挫による全治 1 週間の傷害及び、同乗者に腰椎圧迫骨折による全治 2 か月の傷害を負わせた。 被処分者は、令和 4 年 12 月 27 日に伊那区検察庁から過失運転致傷の罪で起訴され、令和 5 年 1 月 5 日付けで、伊那簡易裁判所から同罪により罰金 70 万円の略式命令を受け、同年 1 月 16 日に納付した。
R5. 2. 1	中学校 教諭 57 歳	減給 1/10 1 月	被処分者は、令和 4 年 7 月 1 日(金)ある男子生徒を指導するため探していたとき、教室入口付近にいた女子生徒が、「あっちに行きました」と同教諭の左腕に触れながら報告した際、痛めていた左肩に異変を感じ、同生徒の左脇腹を殴った。 被処分者は、同年 12 月 27 日、長野区検察庁により暴行の罪で略式起訴された。令和 5 年 1 月 6 日に長野簡易裁判所から、罰金 20 万円の略式命令を受け、同年 1 月 17 日に納付した。
R5. 1. 16	高校 教諭 51 歳	停職 6 月	被処分者は、令和 4 年 10 月 21 日(金)、学校の慰労会後に行われた 3 次会において、居酒屋で同僚の女性教諭と二人きりになった際に、体を触る、キスをする、卑猥な言葉を投げかけるという行為を行った。この行為により被害教諭に恐怖感を抱かせ、精神的苦痛を与えた。
R5. 1. 16	小学校	免職	被処分者は、令和 4 年 8 月中旬から 9 月中旬の間に 3 回にわた

	教諭 49 歳		り、SNSの交流サイトで知り合った少女が18歳未満と知りながら、徳島県内のホテルで淫らな行為を行ったとして、令和4年12月5日、警察に逮捕された。同年12月23日、徳島県青少年健全育成条例違反、及び児童ポルノ動画を記録したスマートフォンを所持したとして、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反の罪で、徳島区検察庁から略式起訴された。同日、徳島簡易裁判所により罰金50万円の略式命令を受け、即日納付した。
R4.12.22	高校 教諭 27 歳	戒告	被処分者は、令和4年7月26日（火）午前7時45分頃、出勤のため自家用車を運転して国道19号鳥居トンネル内を中津川方面に走行中、助手席の鞆に脇見した際にセンターラインを越えて対向車線に進入し、対向進行してきた大型貨物自動車に衝突した。その衝撃により、大型貨物自動車を被処分者の後続の乗用車に衝突させ、後続車の運転者に全治8週間の傷害を負わせた。 被処分者は、令和4年10月26日（水）に松本区検察庁から過失運転致傷罪により起訴され、令和4年11月7日（月）付けで、松本簡易裁判所から同罪により罰金50万円の略式命令を受け、納付した。
R4.11.17	高校 教諭 64 歳	戒告	被処分者は、令和4年9月3日（土）午後、同僚の女性教諭に対し、校内において二人きりになった際、後ろから腰に手を回して抱きついた。その後、校内の別の場所で同教諭を引き寄せて腰に手を回すという行為を行った。これらの行為により、同教諭に不安と不快の念を与えた。
R4.11.17	小学校 教諭 32 歳	戒告	被処分者は、令和4年6月23日（木）、通勤で自家用車を運転中、関越自動車道上越線より東御市滋野付近に設置されている速度自動取締装置により時速63kmの速度超過が検知され、後日警察に出頭した。 被処分者は、令和4年10月3日付けで、佐久簡易裁判所から道路交通法違反による罰金10万円の略式命令を受け、納付した。
R3.12.24	高校 校長 60 歳	減給 1/10 3 月	被処分者は、令和元年度に、高校教育課長であった際、高校の教諭の「児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動」（懲戒処分等の指針 第3 1 児童生徒に対する非違行為関係 わいせつな行為等（2））に該当する行為について、保護者からの申し立てや校長からの事故報告に基づき、部下職員に事案の内容を詳しく把握し、必要な調査等を行うよう命じるなど、適正に処理していれば、当該教諭に対する懲戒処分等を行うことができたにもかかわらず、判断を誤った結果、当該教諭が定年退職し、懲戒処分等が行われなかったという事態を招いた。
R3.12.24	高校 校長 60 歳	減給 1/10 2 月	被処分者は、令和元年度に、管理監督者として部下職員であった教諭の「児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動」（懲戒処分等の指針 第3 1 児童生徒に対する非違行為関係 わいせつな行為等（2））に該当する行為を防ぐことができなかった。 また、被処分者は、当該教諭の行為を把握した際、県教育委員会（高校教育課）へ報告すべきものであったにもかかわらず、保護者から申し立てがあるまで報告を行わなかった。 さらに、保護者から申し立てがあり、高校教育課から事実確認を求められた際、当該教諭による被害生徒への詳細な発言内容について報告すべきであったのに、報告しなかった。 これらの態様は、事実を隠ぺいしたものであると捉えざるを得ない。
R3.11.12	小学校 教諭 53 歳	停職 1 月	被処分者は、令和2年5月3日、上田市内の商業施設内において、店内にいた女性の背後から、自分の体液を同女性の衣服に付着させて汚した行為を認めたことにより、令和3年7月11日、器物損壊の容疑で逮捕された。 被処分者は、警察署で取調べを受けている中で、平成31年1月

			14日、東御市内の商業施設内において、店内にいた女性の背後から、自分の体液を同女性の衣服に付着させて汚した行為も認めたことにより、令和3年7月21日、器物損壊の容疑で再逮捕された。
R3.9.13	小学校 教諭 27歳	戒告	<p>被処分者は、令和3年4月15日(木)、私用で自家用車を運転中、中央自動車道西宮線入り辰野町樋口付近に設置されている速度自動取締装置により時速56kmの速度超過が検知され、後日検挙された。</p> <p>被処分者は、令和3年7月15日付けで、佐久簡易裁判所から道路交通法違反による罰金8万円の略式命令を受け、納付した。</p>
R3.5.21	小学校 教諭 24歳	戒告	<p>被処分者は、令和2年12月30日(水)午後4時13分頃、私用で浅間山麓広域農道の緩やかな右カーブを自家用車で走行していた際、助手席側足下に落ちたポストンバッグに脇見をし、進路前方の安全確認不十分のままハンドルを的確に操作せず、センターラインを越え対向車線に進入し、対向車線を走行してきた軽自動車の右前部に衝突させた。これにより、被害者に右鎖骨骨折により全治2か月の傷害を負わせた。</p> <p>被処分者は、令和3年3月29日に上田区検察庁から自動車運転死傷処罰法違反で起訴され、令和3年4月8日付けで、上田簡易裁判所から同罪により罰金70万円の略式命令を受け、納付した。</p>